

埼玉県消防広域化推進計画改定（案）【概要】

県民コメント（意見募集）

意見募集期間：令和6年12月27日(金)～令和7年1月27日(月)

埼玉県危機管理防災部消防課

1. 改正の目的

令和6年4月1日に国が定める「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が、災害対応、人口減少・高齢化の進展、DXの進展などに対応できるように変更されたことに伴い、埼玉県消防広域化推進計画を改定する。

2. 主な改正事項

○連携・協力を積極的に推進

全国では平成31年以降、広域化した7地域のうち5地域が、指令の共同運用などの連携・協力を契機に広域化が実現しているため、広域化の実現のステップとなる連携・協力を積極的に推進する。

○連携・協力の実施状況を考慮した広域化対象市町村の組合せの見直し

連携・協力を実現している区域を踏まえた対象市町村区域を見直す。

○小規模消防本部への広域化等積極的な推進

人口10万人未満の小規模消防本部の体制を強化する。

3. 消防広域化推進計画の概要

第1章 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

激甚化・頻発化する災害への対応、高齢化等による救急需要のひっ迫など消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するためには、市町村消防の広域化を図ることで、住民の安心・安全を確保することができる。

【広域化によって期待される効果】

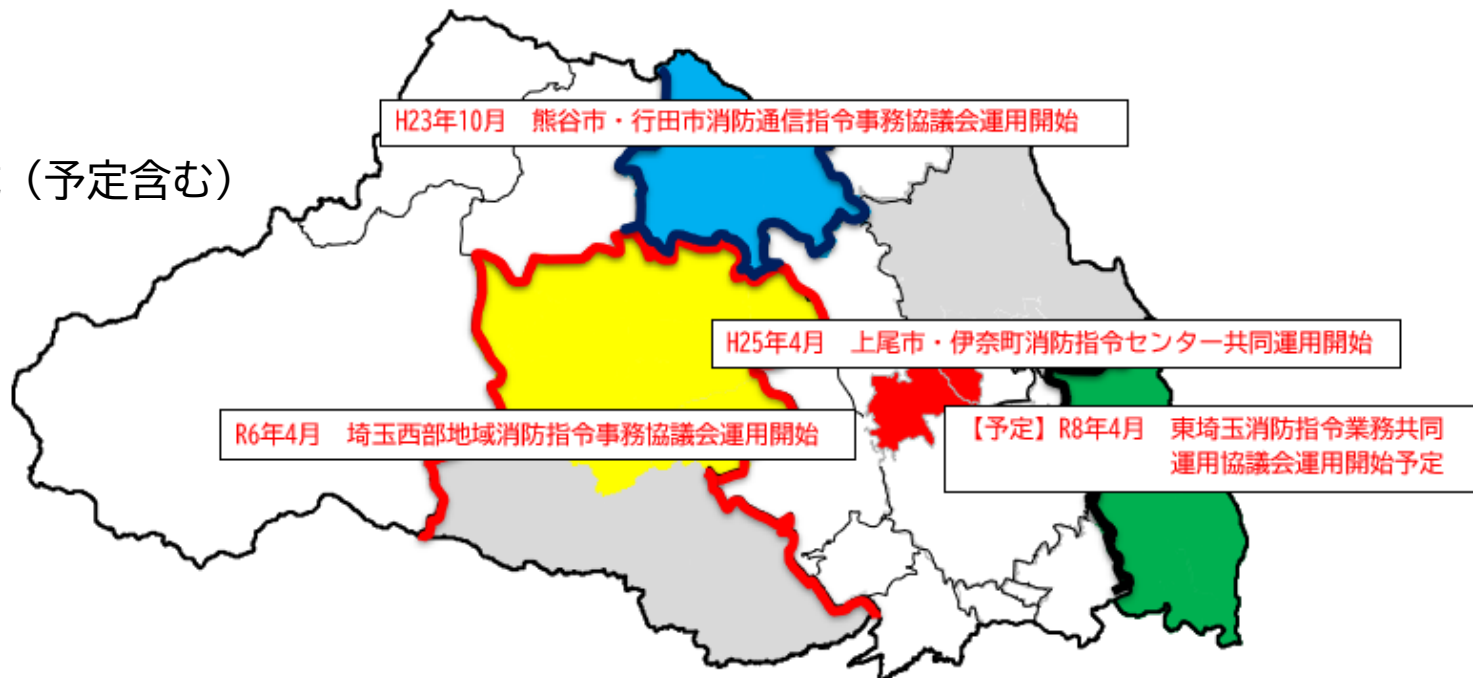
- ・ 総務・管理部門や指令部門など本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ・ 財政規模拡大に伴うはしご車など特殊車両の整備・充実 等

第2章 埼玉県内の消防広域化等の状況

(1) 指令の共同運用（連携・協力）

各消防本部では119番通報を受ける消防指令台が必要である。指令の共同運用は、消防指令センターを共同で設置・運用することで施設整備、維持管理経費の削減や指令係員が集約されることに伴い、現場で対応できる要員が生み出されることにつながるなど消防力の効率化や強化が図られる効果がある。

指令の共同運用地域（予定含む）



第2章 埼玉県内の消防広域化等の状況

(2) 消防の広域化

36 消防本部（平成20年3月） ➡ **26** 消防本部（令和6年4月）

管轄人口10万人未満の小規模消防本部

12 消防本部 ➡ **6** 消防本部

広域化した消防本部が得られた効果

- 初動体制の強化（住民サービスの向上）
- 職員の再配置（人員配備の充実）
- 高額な設備の集約化等（消防体制基盤の強化）

第3章 市町村の消防の現況及び将来の見通し

- 急激な人口減少と高齢者人口の増加（生産年齢人口の減少）
⇒ 財源確保が困難
- 高齢化の進展による救急出動の増加（火災出動は減少）
- 県内でも豪雨等により被害を受けており、気候変動とその影響により災害が激甚化、頻発化
- 今後30年以内で、M7クラスの首都直下地震が70%程度、M8～M9クラスの南海トラフ地震が70～80%程度の発生予測

第4章 消防の連携・協力の推進

(1) 7つの連携・協力による市町村の自主的な消防の連携・協力を推進

- ①指令の共同運用、②消防用車両、資機材の共同整備、③予防業務における消防の連携・協力、④特殊な救助等専門部隊の共同設置、⑤専門的な人材育成の推進、⑥訓練の定期的な共同実施、⑦現場活動要領の統一

(2) 連携・協力から消防広域化へ

- ・全国では、平成31年以降、広域化した7地域のうち5地域が、連携・協力を契機に広域化が実現
- ・県内でも上尾市、伊奈町の指令の共同運用の例に見られるように連携・協力から広域化が実現

(3) 指令の共同運用の積極的推進

- ・指令の共同運用は、各市町村による財政負担の軽減につながる効果が大きく積極的に推進
- ・小規模市消防本部も指令の共同運用に取り組むことで人員の効率的な配置、現場要員の増強に寄与

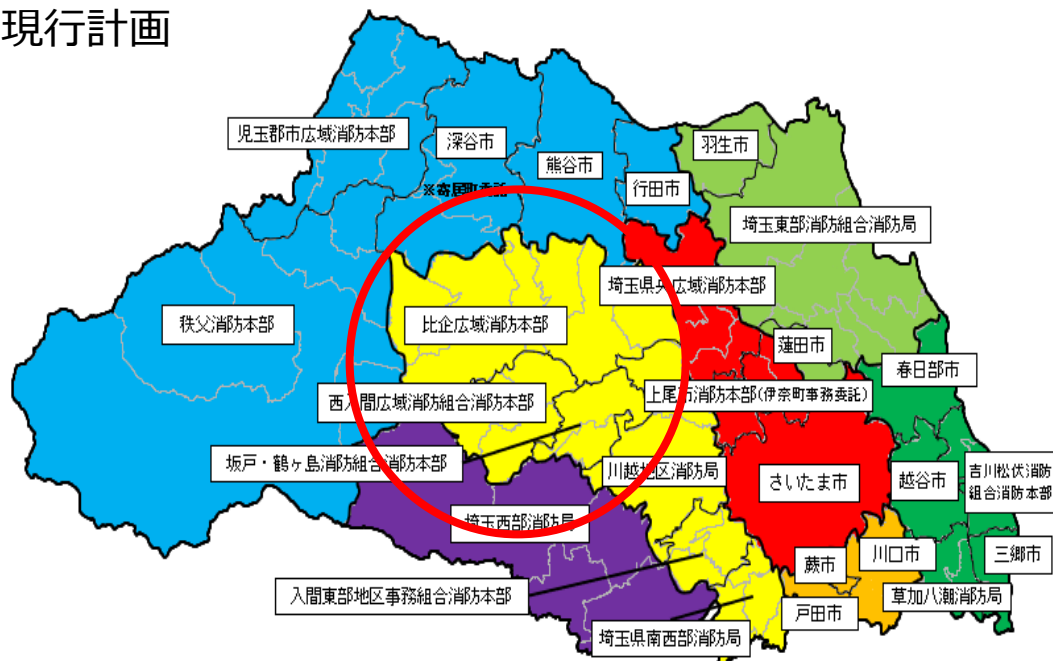
(4) 県による連携・協力に向けた支援

- ・機運醸成に向けた自主的な市町村の検討段階での支援
- ・国・県の財政支援情報の提供
- ・指令システムの基礎情報の収集、情報提供
- ・協議会等への参画による人的支援

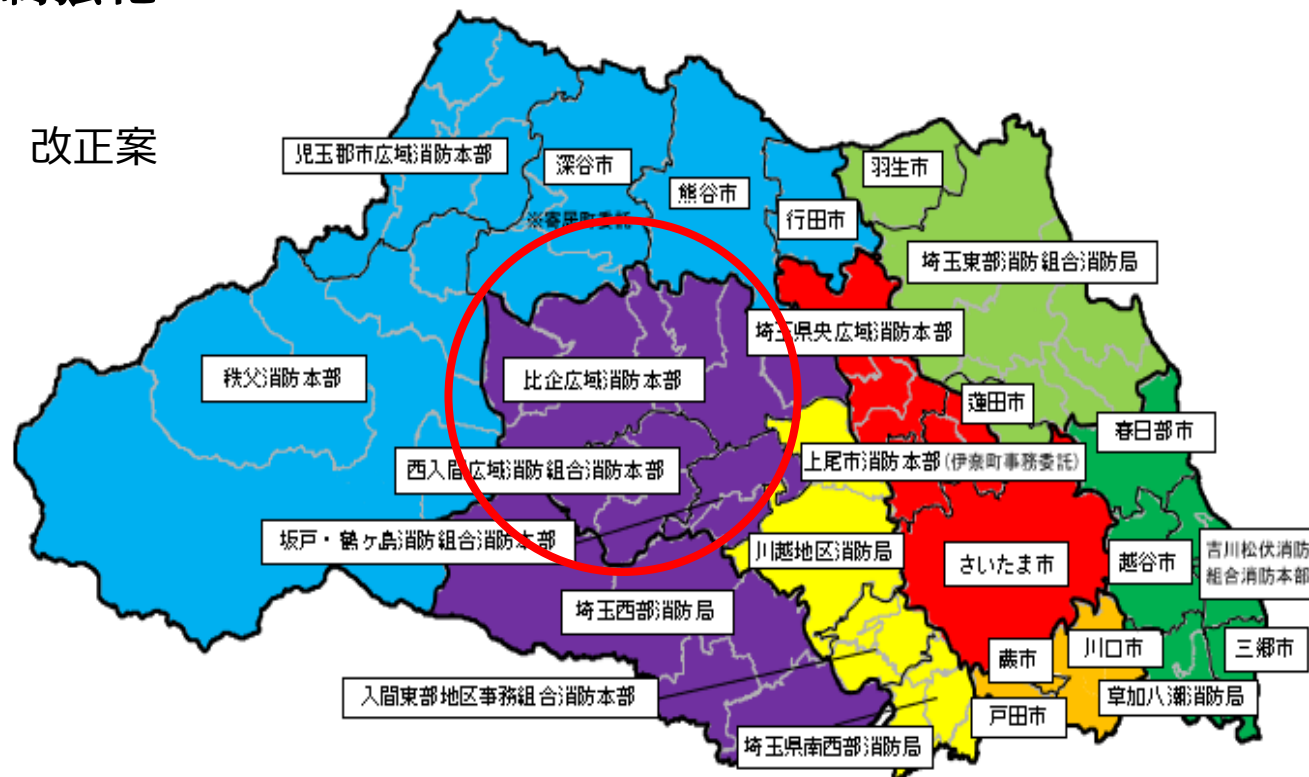
第5章 消防広域化の推進

- 当初策定した7ブロック数は維持
- 市町村の組合せは前推進計画を踏襲。ただし、一部、指令の共同運用の現状を踏まえ見直す
- 人口10万人未満の小規模消防本部の体制強化

現行計画



改正案



第6章～第8章 自主的な市町村消防の広域化を推進するための県の支援措置等を記載

- 広域化に向けた市町村向け説明会、法定協議会等への職員の派遣などの県の支援措置
- 国が行う財政措置の案内
- 消防本部、市町村、消防団など関係各機関への情報共有等の支援

計画期限

「国の市町村の消防の広域化に関する基本指針」の推進期限に統一（令和11年4月1日）

今後のスケジュール

令和6年12月 県民コメント実施、市町村、消防本部に意見照会

令和7年 3月 第3回消防広域化推進委員会開催、埼玉県消防広域化推進計画 改定